

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院卒後臨床研修センター（以下「センター」という。）の組織及び業務等に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 研修プログラムのプログラム担当者 10人程度
- (4) その他の職員

2 前項第3号の職員は、病院長が指名する。

(任期)

第3条 前条第2項の職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 センター長は、病院長の命を受け、センターの業務を統括し、職員を指揮監督する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 研修プログラムのプログラム担当者及びその他の職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(業務分掌)

第5条 センターにおいては、次の業務を行う。

- (1) 卒後臨床研修の計画及び実施に関すること。
- (2) 研修医の募集及び登録に関すること。
- (3) 研修医に係る連絡・照会等の対応に関すること。
- (4) 研修実施過程におけるカリキュラム管理に関すること。
- (5) 指導医の確保及び評価に係る業務に関すること。
- (6) 研修医の評価に係る業務に関すること。
- (7) 研修医に係る研修協力病院（研修関連医療機関）との連絡調整に関すること。
- (8) 研修医のメンタルヘルス及び労働条件の管理に関すること。
- (9) 研修医の処遇に関すること。
- (10) 研修医の救急当直に関すること。
- (11) 学部教育との連携に関すること。
- (12) コ・メディカル部門の教育・研修の支援に関すること。
- (13) 地域の医療従事者への教育・研修の支援及び情報の提供に関すること。
- (14) 地域住民への啓発活動に関すること。
- (15) その他臨床研修に関すること。

(運営会議)

第6条 センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、第2条第1項各号に掲げる職員をもって組織する。

3 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

- 5 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 運営会議に、専門の事項を調査・検討させるため、専門部会を置くことができる。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 第5条に掲げる業務のほか、医員等の定数及び配置についての業務は、当分の間センターで行う。

- 2 この細則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則 (平成21年医学部附属病院細則第1-2号)

- 1 この細則は、平成21年2月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第2条第1項第3号の職員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院卒後臨床研修センター規程(平成16年医学部規程1-34号)は、廃止する。

附 則 (平成28年医学部附属病院細則第1-6号)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。